

諮問番号：令和 5 年度諮問第 7 号

答申番号：令和 6 年度丹行服答申第 1 号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

少ない年金所得に対して国民健康保険税が高すぎる。

国民健康保険税だけにある均等割額や平等割額により高額になっている。

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び令和 5 年丹波市条例第 15 号（令和 5 年 4 月 26 日施行）による改正後の丹波市国民健康保険税条例（平成 17 年丹波市条例第 48 号。以下「条例」という。）に基づく適正な賦課決定である。

3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分は、法及び条例の規定に基づいたものであると認められる。

(2) 審査請求人は、少ない年金所得に対して保険税が高すぎる旨を主張するが、本件処分が法及び条例の規定の適法性、有効性や国民健康保険税額の計算方法、結果の誤り等の具体的な主張はなく、処分庁の弁明（主張）に対する反論もない。

(3) 以上から、請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとは言えず、他にも本件処分を取り消すべき理由は特に認められない。

4 審査会の判断の理由

(1) 審理員の事実認定について

適正に行われている。

(2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について

妥当である。

(3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税の税額に対し不服を申し立てるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税の計算方法・結果の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。